

## 必ずチェック最低賃金 使用者も、労働者も。

栃木県最低賃金は、令和元年10月1日から時間額853円に改正発効されています。

栃木県内の6の産業の特定最低賃金は、令和元年12月31日から以下のとおり改正発効されています。

■**地域別最低賃金** すべての労働者に適用されます。なお、下記の特定最低賃金が適用となる場合は、その特定最低賃金の時間額以上の賃金を支払う必要があります。

〈効力発生 令和元年10月1日〉

最低賃金の件名	時間額
栃木県最低賃金	853円

■**特定最低賃金** 18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

〈効力発生 令和現年12月31日〉

最低賃金の件名	時間額
塗料製造業	963円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	910円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	910円
自動車・同附属品製造業	917円
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	909円
各種商品小売業	871円

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室(☎028-634-9109)または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



## 「働き方改革セミナー」の受講者を募集します

働き方改革関連法の概要や取り組み方について、栃木働き方改革推進支援センターのアドバイザーがわかりやすく解説します。今回は来年度から施行されるパートタイム・有期雇用労働法が中心の内容を予定しています。

また、セミナー終了後には無料個別相談会を実施します。

▼日時 1月28日(火)午後1時30分～3時

※セミナー終了後、相談会を実施します。

▼場所 黒磯公民館(いきいきふれあいセンター3階大会議室)

▼定員 30名(要予約)

▼締切り 1月21日(火)

▼申込方法 電話またはファクシミリ

▼申込み・問合せ 大田原労政事務所

☎0287-22-4158  
Fax 0287-22-5103

## 栃木県立博物館

### ○テーマ展

おじいさんやおばあさんの子どものころの暮らし

昭和40年代頃までの衣食住、遊びに関する資料を紹介します。なつかしい道具やおもちゃの体験コーナーもあり、大人も子どもも楽しめます。

▼会期 4月5日(日)まで

### ○県博デー

▼期日 1月19日(日)

▼内容 博物館コンサート(ゴスペル)、クイズ、キッズツアール、学芸員のとっておき講座、百人一首読み札ぬり絵

▼問合せ 栃木県立博物館  
☎028-634-1311

## 那須甲子少年自然の家

### ○第3回なすかしの森ファミリィチャレンジ

〜思いつきり雪遊び!家族の絆を深めよう〜

そり遊びやシュノーケルで雪の散歩、親子でクッキング(恵方巻き作り体験)等を行います。

▼日時 2月1日(土)〜2日(日)  
1泊2日

▼対象 幼児または小・中学生の子どもを含む家族

▼申込方法 那須甲子ウェブサイトから申込み

### ○なすかしの森のびのびキッズ(冬編)

冬のなすかしの森の中で、全身で自然を感じることで遊べる遊びをとおして、子どもの多様な動きの獲得や好奇心・探求心を刺激するきっかけを提供することを目的に、自然体験活動事業を開催します。

▼期日 2月15日(日)

▼対象 4歳以上の未就学児とその保護者

▼内容 雪遊びプログラム、冬の森探検など

▼参加費 1人1,000円

▼締切り 2月2日(日)

▼申込方法 詳細は那須甲子のホームページでご確認ください。

▼問合せ 国立那須甲子青少年自然の家  
☎0248-36-2331

